

# 私立学校法の一部を改正する法律の概要

## 1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

## 2. 概要

### (1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備(第60条関係)

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

### (2) 報告及び検査の規定の整備(第63条関係)

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

### (3) 忠実義務規定の明確化(第40条の2関係)

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

## 3. 改正イメージ

赤字の措置を新たに設け  
異例の事態に適切に対応

理事の忠実義務

運営改善

学生保護

学校法人の運営が法令等に違反している・  
著しく不適正な状態に陥っている

報告徴収・立入検査

違反の事実等を確認

行政庁又は私立学校審議会等による弁明の機会の付与

私立学校審議会等からの意見聴取

措置命令

(例) ○運営の改善のための措置

役員解任勧告

○措置命令に従わない場合に役員解任勧告

解散命令

## 4. 施行期日

公布日